

(四)

番号		サービス提供事業者記入欄	
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量		
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量		
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量		
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(五)

番号		サービス提供事業者記入欄	
4	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量		
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
5	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量		
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
6	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量		
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(六)

注意事項欄	
<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持ってってください。</p> <p>2 地域生活支援サービスを受けようとするときは、必ずこの証を地域生活支援サービス事業者に提示してください。</p> <p>3 地域生活支援サービスを受けるときに支払う金額は、地域生活支援サービスに要した費用(食費、光熱水費等を除く。)の1割です。ただし、(二)面の負担上限月額欄に記載された金額がサービスごとの1カ月当たりの上限になります。</p> <p>4 負担上限月額については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市に提出してください。</p> <p>5 支給決定期間を経過したときは、地域生活支援サービスの支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、市にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。</p> <p>6 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類のサービスを受ける必要がある場合は、市に変更申請をしてください。</p> <p>7 この証の(一)、(二)面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市にその旨を届け出てください。</p> <p>8 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市に返してください。</p> <p>9 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。</p> <p>10 地域生活支援サービス費の合算で、1カ月の負担上限を超えた分については、市から助成を受けることができます。</p>	